

門真市立第七中学校 部活動に係る活動方針

令和2年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、生徒がスポーツや芸術文化等の活動を通して、学習意欲の向上や自主性、協調性、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 部活動顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画・活動実績を作成し、校長に提出するとともに計画的な活動を行い、保護者に理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、安全に活動を行い、教員に過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日(部活動を行わない日)及び活動時間の設定については、以下を原則とする。

- (1) 休養日は週あたり2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とする。
対外試合等で困難な場合にあっては、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど配慮する。
- (5) 休養日及び活動時間等の設定については、競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰・ハラスメントは、いかなる理由があっても決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 安全に配慮し、事故防止に努め、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、生徒の健康管理に十分配慮する。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。